

「(仮称) 高津物流施設計画に係る事後調査報告書 (工事中)」の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、「(仮称) 高津物流施設計画に係る事後調査報告書 (工事中)」の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称) 高津物流施設計画

種類：都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為 (第 3 種行為)

大規模建築物の新設 (第 1 種行為)

工場又は事業所の新設 (第 1 種行為)

2 事後調査実施者

名 称：日鉄興和不動産株式会社

代表者：代表取締役社長 三輪 正浩

所在地：東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号

3 公告日

令和 8 年 7 月 3 1 日 (金)

4 事後調査報告書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和 8 年 7 月 3 1 日 (金) から令和 8 年 8 月 3 1 日 (月) まで

(2) 縦覧場所及び時間

場所：中原区役所 5 階、高津区役所 1 階、環境局環境評価課 (市役所本庁舎 2 0 階窓口⑥)

時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで (環境局環境評価課は午後 5 時 1 5 分まで)

※縦覧開始日 (7 月 3 1 日) は、午前 1 0 時から縦覧を行います。

※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、高津区役所は第 2・4 土曜日の午前 8 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分までは行います。

* 上記期間中、本市ホームページに当該図書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索

川崎市 アセス図書の公表



掲載先ホームページ 二次元コード

5 事業内容等に関する問合せ先

名 称：株式会社 MS C

所在地：東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 2 0 号

電 話：0 9 0 - 6 7 0 9 - 2 3 5 6

6 備考

「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 西村

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 1 5 2 (内線：2 9 5 0 1)

環境アセスメントに係るお知らせ

令和8年7月31日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、(仮称)高津物流施設計画に係る事後調査報告書(工事中)の写し(以下「事後調査報告書」)の縦覧を次のとおり行います。

※「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	日鉄興和不動産株式会社 代表取締役社長 三輪 正浩 東京都港区赤坂一丁目8番1号
	名 称	(仮称)高津物流施設計画
	種 類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為) 工場又は事業所の新設(第1種行為)
	実施区域	川崎市高津区下野毛二丁目976-1、北見方三丁目531-1、 中原区宮内二丁目1541番2の一部 外
	目 的	物流倉庫(一部産業支援施設)の新設
	内 容	開発区域面積:約46,480㎡、建築面積:約20,870㎡ 延べ面積:約121,690㎡
	事後調査の項目等	産業廃棄物
縦覧のお知らせ	環境影響評価 の 手 続 経 過	令和5年10月13日:指定開発行為実施届出 令和5年10月31日:条例環境影響評価方法書公告 令和6年 2月29日:条例方法審査書公告 令和6年 8月19日:条例環境影響評価準備書公告 令和6年11月29日:条例見解書公告 令和7年 3月21日:条例環境影響評価審査書公告 令和7年 6月 2日:条例環境影響評価書公告
	縦覧期間	令和8年7月31日(金)から令和8年8月31日(月)まで
	縦覧場所及び時間	■中原区役所5階、高津区役所1階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ただし、高津区役所においては、第2・4土曜日の午前8時30分から午後 0時30分までは行います。 ■環境局環境評価課(市役所本庁舎20階窓口⑥) 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で縦覧開始日(7月31日)は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載され た内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認 める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、縦覧期間中に、市長に 対し、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備え られている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから事後調査報告書の閲覧、意見書の提出ができます。  川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html
縦覧のお知らせ	意見書提出先・ 問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2156 ファクス:044-200-3921 Eメール:30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話・ファクス・Eメールでは受け付けていませんので御注意くださ い。